

森林再生事業枝打ち業務委託仕様書

委託契約書第1条に定める仕様は、以下のとおりとする。

1 対象森林の選定等

- (1) 枝打ち業務を行う森林は、原則として平成25年度から平成27年度までに森林再生事業による間伐を実施した森林から発注者が指示するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる基準にもとづき、発注者と協議の上、予定地を選定することができる。
 - ア 過去に対象地となり、枝打ちが未実施な森林
 - イ 集落、公道、鉄道、ハイキング道の近辺にある森林
 - ウ その他発注者の指示によるもの

2 作業の実施

- (1) 枝打ちする樹種は、スギおよびヒノキとすること。
- (2) 枝打ち面積は、枝量が多く、事業の効果が認められる箇所を主体に森林再生事業を実施した森林の総面積の7割とする。ただし、0.1ヘクタール以下（小数点第3位四捨五入）の場合は全区域とする。
- (3) 業務完了の報告は、別紙「枝打ち業務実施報告書」により行い、当該報告書には次の書面を添付すること。
 - ア 測量結果図面
 - イ 樹種割合、立木密度、林齢、標準径および現地位置図
 - ウ 記録写真撮影基準（別紙）にもとづく「作業記録写真帳」
- (4) 作業の実施方法は次によるものとする。
 - ア 枝打ちの方法は、樹木の枝下から、一律4.0メートル分とする。
 - イ 残枝長をできるだけ短くするように枝打ちすること。
 - ウ 幹の樹皮が剥がれないよう、幹に傷を付けないよう行うこと。
 - エ 枝の集積は、安全対策上必要な場合を除き原則的に行わない。
 - オ 周辺施設、地形、風向き、風速等を考慮するとともに、枝が流出しないように注意すること。
 - カ 作業地の位置の測定を行うとともに、目印となる測点1点以上に杭を設置すること。位置の測定はGPSにより緯度、経度、標高等を測定する。

また、計測した位置データを紙および電子媒体により発注者に提出すること。

キ 既存の測量成果をもとに、実施面積の現地確認が可能なように作業範囲を明示するとともに、図面を作成し、発注者に提出すること。

ク 作業箇所における樹種割合、立木密度、林齢、標準直径等の基礎データおよび施行地位置図(A3判程度)を発注者に提出すること。

3 安全管理

(1) 受注者は、作業を行うときは、常に作業の安全に留意して現場の管理を行い、災害の防止に努めること。

(2) 受注者は、作業現場内の危険防止のために次の事項を遵守するとともに、常に万全の措置をとること。

ア 作業の施行に当たっては、作業者の安全確保を全てに優先させ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）にもとづく措置を常に講ずること。

イ 事故の発生に備え、緊急時における関係連絡先等を記した緊急連絡通報表を作成すること。

また、緊急の連絡手段を常に備えること。

ウ 暴風雨その他の非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機の措置がとれるようすること。

(3) 受注者は、作業施行中、火災を発生させないように十分な防火措置を講ずるとともに、火災が発生した場合には、他に危害を及ぼさないように危険防止のための必要な措置を講ずること。

(4) 受注者は、作業の施行に当たり、必要な人員を配置して安全管理と事故防止に努めること。

(5) 受注者は、作業を各作業に適した方法に従って施行し、不完全な施行等によって事故を起こすことがないよう十分に注意すること。

(6) 受注者は、作業現場において常に危険防止に対する認識を新たにするとともに、作業に当たって策定した作業の手順、作業者の配置等の作業内容や危険区域の範囲、上下作業および接近作業の禁止、合図の方法について作業者全員に徹底すること。

また、作業前には作業者全員で十分な打合せを行うこと。

(7) 受注者は、高所で作業を行う場合には、安全帯の装着等の安全対策

を講ずること。

(8) 受注者は、制服の着用および保護具の使用を作業員に指導すること。

(9) 受注者は、第三者の安全確保のため、作業区域には作業に従事している者以外の者が立ち入らないよう注意すること。

(10) 受注者は、作業施行中事故が発生したときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因および経過、事故による被害の内容等についてただちに発注者に報告すること。

以 上